移動支援事業における通学・通所の取扱いについて

移動支援事業は、「通年かつ長期にわたる外出」を対象外としているため、学校や施設等への通学・通所については対象となりませんが、以下の場合については、特例として認める場合があります。ただし、通学・通所に要する時間が２０分未満の場合は移動支援事業の利用はできません。

１　訓練によるもの

　　通学・通所のための訓練による場合は最大１か月を限度として認められます。

２　介助者の緊急の事由によるもの

ケガや病気、出産等の事由で一時的に介助者が通学・通所支援ができなくなった場合は最大６か月を限度として認められます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事由 | 具体的な状況 | 証明する書類 | 利用できる期間 |
| ケガ  病気 | 介助者に介助を行うことが困難なケガ、病気がある場合 | 診断書（申請期間が１０日を超える場合は治療期間の明記が必要） | ケガ、病気が回復するまでの間 申請期間が１０日を超える場合は診断書に記載された治療期間（最大６か月） |
| 出産 | 介助者が出産予定日の８週間前の日（多胎妊娠の場合は１４週間前の日）から出産日後８週間を経過する日の期間内にある場合 | 母子手帳または  出産（予定）証明書 | 出産予定日の８週間前（多胎妊娠の場合は１４週間前）から出産日以降８週間経過するまでの間 |
| 災害 | 介助者が火災、風水害等の被害を受けた場合 | 罹災証明書 | 災害からの復旧等が完了するまでの間（最大６か月） |

* 1. 手続き方法

介助者の緊急の事由により利用する場合は、以下の手続きが必要です。

申請先：刈谷市役所２階福祉総務課

ア　移動支援事業の支給決定を受けていない場合

新規の申請及び「申立書（参考様式１）」の提出が必要です。

イ 移動支援の支給決定を受けている場合（支給量の範囲内での利用）

「申立書」の提出が必要です。

　　　　ウ 移動支援の支給決定を受けている場合（支給量の範囲を超えての利用）

支給量変更申請と「申立書」の提出が必要です。

※手続きの際に持参いただくもの

・印鑑【利用者（利用者が１８歳未満の場合は介助者）本人が申請に来庁した場合は不要】

・申立書

・緊急の事由を証明する書類

・受給者証（イまたはウの場合）

・所得課税証明書（刈谷市に転入後一定期間が経過していない場合は、利用者の属する世帯員の所得課税証明書が必要な場合があります）

※介助者の緊急の事由による通学・通所利用の際に正当な事由により手続きが通学・通所にかかる移動支援事業の利用に間に合わない場合は、利用後に遡って手続きすることを例外的に認めます。その場合はやむを得ない事由により手続きが遅れたことを記載した遅延理由書（参考様式２）を提出してください。ただし、遅くとも利用後、２週間以内に手続きすることが必要です。

※申立書は、利用者と事業者で互いに協議した上で作成してください。

※手続きの際に介助者や利用者の状況について聞き取りをさせていただきます。

* 1. 申立書の記載事項

ア　移動支援が必要な理由

　　　　　　　例）急病により通学支援ができなくなったため。

イ　利用頻度と利用範囲

例）ほぼ毎日、自宅からスクールバスの停留所まで利用を予定している。

ウ　利用期間

例）介助者が退院するまでの期間（入院期間 ○月〇日～○月〇日まで）

エ　提供する事業者名

* 1. 遅延理由書の記載事項

ア　申請が遅延した理由

例）介助者が、病気で申請できなかったため。

災害の対応に追われ、申請できなかったため。

　　　　イ　支給決定前に移動支援を利用したもの

　　　　　　　例）

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 目的（地） |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | スクールバスの停留所 |
| 平成〇〇年〇〇月△△日 | 学校の校門 |
|  |  |